

第11節

その他

1 国際テロリズムの動向

1 全般

中東やアフリカなどの統治能力が弱い国において、国家統治の空白地域がアル・カーイダや「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」などの国際テロ組織の活動の温床となる例が顕著にみられる。こうしたテロ組織は、国内外で戦闘員などにテロを実行させてきたほか、インターネットなどを通じて暴力的過激思想を普及させている。その結果、欧米などにおいて、国際テロ組織との正式な関係はないものの、何らかの形で影響を受けた個人や団体が、少人数で計画・実行するテロが発生している。さらに、極右思想を背景とした、特定の宗教や人種を標的とするテロも欧米諸国で発生している。

国際テロ組織のうち、ISILは、元々の拠点であるイラクやシリアのほか、両国外に「イスラム国」の領土として複数の「州」を設立し、こうした「州」が各地でテロを実施している。2024年3月には、モスクワ郊外のコンサート会場での銃撃テロにより140人以上が死亡した事件について、ISILが犯行声明を出した。

国際テロ対策に関しては、テロの形態の多様化やテロ組織のテロ実行能力の向上などにより、テロの脅威が拡散、深化しているなかで、テロ対策における国際的な協力の重要性がさらに高まっている。

2 アフリカにおける動向

アフリカでは、ISILやアル・カーイダ関連組織が活発に活動している。特に、マリをはじめとするサヘル地域は、2024年に発生した世界のテロによる死者数の約50%を同地域の死者数が占めるなど、依然として国際テロリズムの温床となっている。また、アフリカ中部や南部においては、2019年6月以降、主にコンゴ民主共和国東部やモザンビーク北部においてISILの「中央アフリカ州」が活動を継続していた。2022年5月には、これまでISILの「中央アフリカ州」名義で犯行声明を発出していたモザンビークの武装集団が、ISILの「モザンビーク州」名義で犯行声明を発出し、新たな支部としての活

動を開始した。アフリカ東部では、ソマリアにおいて、アル・シャバーブが自爆テロを含むテロ攻撃を繰り返している。

欧州諸国などは、このようなテロ組織の活動に対し、対テロ作戦や訓練支援を行ってきた。例えば、サヘル地域においては、2013年から2022年までの間、フランス軍が主導となって、イスラム過激派に対する対テロ作戦を展開した。モザンビークにおいては、ISILの「モザンビーク州」の活動に対し、周辺国から派遣された部隊と共同での対テロ作戦や、EUによるモザンビーク国防軍への訓練ミッションが継続されている。また、ソマリアでは、2025年1月から、アフリカ連合が新たなミッションを開始しており、テロ対策の強化や治安の安定化などに焦点を当てた支援を行っている。

3 中東における動向

ISILは、2013年以降、情勢が不安定であったイラクやシリアにおいて勢力を拡大し、2014年に「イスラム国」の樹立を一方的に宣言した。同年以降、米国が主導する有志連合軍は、両国において、空爆や現地勢力に対する教育・訓練などに従事し、2019年、米国は、有志連合とともに両国におけるISILの支配地域を100%解放したと宣言するに至った。2022年には、2月と11月に米国がISIL指導者の死亡を発表したが、ISILはそれぞれ同年3月と11月に新指導者の就任を発表しており、イラクとシリアにおいて、依然活動を継続しているとみられる。こうしたなか、米軍は両国への部隊駐留を継続し、引き続き、ISILの再興防止に努めている。直近では、2025年12月にシリアでISILとみられる戦闘員の襲撃により、米軍要員など3名が殺害されたことをうけ、米中央軍は、同月および2026年1月にシリア各地で空爆を実施した。2025年12月の空爆では、精密誘導兵器100発以上、戦闘機20機以上などにより、70以上の標的を攻撃した。

アフガニスタンにおいては、タリバーンが支配地域を拡大するなか、2015年以降、ISILの「ホラサン州」が、首都カブールや東部を中心にテロ活動を継続してきた。

アル・カーイダと協力関係にあるタリバーンがカブールを制圧した2021年8月、米国は、米軍の撤収を完了したが、遠隔からの対テロ作戦の継続を表明した。

米軍撤収後も、ISILの「ホラサン州」はカブールなどで

テロ攻撃を継続しているほか、高い広報能力を駆使して各地でプロパガンドを展開しており、アフガニスタンにとどまらず、パキスタン、ロシアおよび中央アジアにも拡大しているなど、国際社会の脅威となっている。

2 海洋をめぐる動向

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、エネルギー資源の輸入を海上輸送に依存していることから、海上交通の安全確保は国家存立のために死活的に重要な課題である。また、国際社会にとっても、国際的な物流を支える基盤としての海洋の安定的な利用の確保は、重要な課題であると認識されている。

一方、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例がみられ、「公海自由の原則」が不当に侵害される状況が生じている。また、中東地域における船舶を対象とした攻撃事案などや、各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。さらに、近年では、北極圏における軍事活動の活発化や、バルト海や台湾周辺海域における海底ケーブルの損傷事案の発生など、海洋をめぐる新たな課題が生じている。

1 「公海自由の原則」などをめぐる動向

国連海洋法条約¹ (UNCLOS) は、公海における航行の自由や上空飛行の自由の原則を定めている。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいては、中国が既存の国際秩序とは相容れない主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が多くみられるようになっており、これらの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。また、北朝鮮による、日本海や太平洋への度重なる弾道ミサイル発射や、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射は、関連する国連安保理決議に違反することはもとより、航空機や船舶の安全確保の観点からも問題となりうるなど、わが国や地域、国際社会の平和と安全を脅かすものである。

参照 3章2節2項6 (海空域における活動)、3章4節1項3 (大量破壊兵器・ミサイル戦力)

こうした海洋や空の安定的利用の確保に対するリスクとなるような行動事例が多数みられる一方で、近年、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組も進展している。

多国間の取組として、西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) 参加国海軍間における、各国海軍の艦艇や航空機が予期せず遭遇した際の行動基準 (安全のための手順や通信方法など) を定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準² (CUES)」について一致しているほか、ASEANと中国との間では、「南シナ海に関する行動規範 (COC)」の策定に向けた公式協議が継続している。

こうした、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組が、既存の国際秩序を補完し、今後、中国を含む関係各国は緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く期待されている。

参照 Ⅲ部3章1節2項14 (中国)

2 海洋安全保障をめぐる各国の取組

(1) 中東地域における海洋安全保障

2019年5月以降、中東の海域では、民間船舶の航行の安全に影響を及ぼす事象が散発的に発生している。

こうしたなか、各国は地域における海洋の安全を守るための取組を継続している。例えば、米国は2019年7月、海洋安全保障イニシアティブを提唱した後、国際海洋安全保障構成体 (IMSC) を設立した。IMSCには、米国を含む12か国が参加している (2026年3月現在)。

2023年10月にイスラエルとパレスチナ武装勢力の衝突が始まった後、ホーシー派はガザの人々との連帯を

¹ 「国連海洋法条約 (UNCLOS)」 (正式名称「海洋法に関する国際連合条約」) は、海洋法秩序に関する包括的な条約として1982年に採択され、1994年に発効した (わが国は1996年に締結)。

² 本行動基準は法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。

主張し、同年11月以降、紅海やアデン湾において、民間船舶への攻撃などを行った。同月19日には、わが国関係船舶が拿捕される事案も発生している。なお、同船舶の乗組員は2025年1月に解放されている。

こうしたことを受け、2023年12月、米国は、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群の傘下に多国籍安全保障作戦である「繁栄の守護者作戦（OPG）」³を立ち上げ、紅海、アデン湾における巡回任務などを行うと発表したほか、EUも2024年2月、攻撃対象となった船舶を保護する防御的な海洋安全保障作戦である「アスピデス作戦」を開始した。

2025年10月のイスラエルとハマス間の停戦以降、ホーシー派による船舶への攻撃は確認されていないものの、わが国としては、中東地域情勢をめぐる動向を引き続き注視していく必要がある。

【参照】 3章10節（中東・アフリカ）

(2) 海賊

各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。近年の全世界の海賊・海上武装強盗事案（以下「海賊事案」という。）発生件数³は、2010年の445件をピークに減少傾向にある（2025年は137件）。

これはソマリア沖・アデン湾の海賊事案発生件数の減少に大きく依拠している。ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数については2008年から急増し、2011年には237件と全世界の発生件数の半数以上を占め、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。近年は、わが国を含む国際社会の様々な取組の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数はピーク時に比べ低い水準で推移しているものの、国際商業会議所（ICC）⁴ 国際海事局（IMB）⁵によれば、2023年12月には、2017年以来となる商船の乗っ取り事案が発生した。その後も、2024年に3件、2025年にも3件の乗っ取り事案が引き続き発生しており、依然予

断を許さない状況となっている。ソマリア国内の不安定な治安や貧困といった海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊による脅威は引き続き存在している。かかる現状を踏まえれば、国際社会による継続した取組をより一層強化しなければ、海賊行為がさらに活発化するおそれがある。

【参照】 Ⅲ部1章1節2項7（シーレーンの安定的利用を確保するための取組）

ソマリア沖・アデン湾における国際的な海賊対処の取組としては、まず、バーレーンに本部を置く米軍主導の連合海上部隊⁴が設置した多国籍部隊である、第151連合任務群による海賊対処活動があげられ、ゾーンディフェンスなどによる海賊対処活動を実施している。また、EUは、2008年12月から海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っている。この作戦は、各国から派遣された艦艇や航空機が船舶の護衛やソマリア沖における監視などを行うもので、2027年2月末まで実施することが決定されている。

またアフリカでは、ギニア湾において海賊事案が発生（2025年は24件）しており、国際社会はアフリカにおける海賊などの問題への取組を継続している。

東南アジア海域における2025年の海賊事案発生件数は95件であった。特に、2019年以降はシンガポール海峡における事案が増加しており、2025年は、2024年の43件から増加し80件発生した。備品の窃盗といった軽微な事案が多いものの、世界で報告された海賊事案件数の約6割を占めるに至っている。

3 北極海・北極圏をめぐる動向

北極海では、近年、海氷の減少にともない、北極海航路の利活用や資源開発などに向けた動きが活発化している。カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国の8か国からなる北極圏国は1996年、北極における持続可能な開発、

3 本文における海賊事案発生件数は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。件数は未遂事案も含む。

4 米中央軍の隷下で海洋における安全、安定と繁栄を促進することを目的として活動する多国籍部隊。47か国（2026年3月現在）の部隊が参加しており、連合海上部隊司令官は米第5艦隊司令官が兼任している。インド洋とオマーン湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第150連合任務群、海賊対処を任務とする第151連合任務群、ペルシャ湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第152連合任務群、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群、海上安全保障のための教育訓練を任務とする第154連合任務群（2023年5月発足）の5つの連合任務群で構成されており、第151連合任務群には自衛隊の部隊も参加している。

環境保護といった共通の課題についての協力などの促進を目的とし、北極評議会を設立した⁵。

安全保障の観点からは、北極海は従来、戦略核戦力の展開または通過海域であったが、近年の海氷の減少により、艦艇の航行が可能な期間や海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力などを用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられる。こうしたなか、軍事力の新たな配置などを進める動きもみられる。

ロシアは、2022年7月に発表した海洋ドクトリンでは、北極海を死活的に重要な海域に位置づけるなど、北極圏における国益擁護のための体制の構築を推進しており、各種政策文書において、北極圏におけるロシアの権益やロシア軍の役割を明文化している。また、北極圏沿岸部にレーダー監視網の整備を進めているほか、飛行場の再建や地对空・地对艦ミサイルの配備が進められている。なお、ロシアは、保有する砕氷船の数においても、世界で最も多い国であり、唯一、原子力砕氷船を運用する国でもある。活動面では、北洋艦隊が訓練の一環として北極遠征を2012年から毎年実施している⁶。

□ 参照 3章5節3項5 (ロシア軍の動向 (全般))

米国は、アラスカ州に軍事基地を有するほか、グリーンランドにピツフィク宇宙軍基地(2023年4月、トゥーレ空軍基地から改名)を有している。2024年7月に公表した「北極圏戦略2024」において、米国は同盟国やパートナーと協力し、北極圏を安定した地域として維持し、米国本土の安全と重要な国益を守るとの最終目標を追求するとしている。また、トランプ大統領は北極圏における安全保障などを理由としてデンマークの自治領であるグリーンランドを、米国が保有すべきとの認識を示した。活動面では、2024年3月に、北極圏における潜水艦運用に関する演習「オペレーション・アイスキャンプ2024」(旧演習名「アイスエックス」)を実施し、カナダ海・空軍、フランス海軍、英国海軍、豪海軍が参加している。また、カナダ、フィンランドと協力し、砕氷船を新

造する計画を発表している。

北極圏国以外では、日本、中国、韓国、英国、ドイツ、フランスなどを含む13か国が北極評議会のオブザーバー資格を有している。中国は、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示しており、科学調査活動⁷や商業活動を足がかりにして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている⁸。

また、北極海における中国とロシアの連携は増加している。中露は2024年5月の首脳会談における共同声明において、北極海航路に関する協力強化を表明した。その後、同年7月には中露の爆撃機4機がチュコト海、ベーリング海、太平洋北部で共同飛行を実施した。また同年9月から10月には、中国海警局とロシア連邦保安庁国境局の船舶が日本海から北極海にかけて共同航行を実施した。加えて、2025年11月に両国が第30回中露定期首相会談において署名した共同声明においては、極地船および技術の創出、北極海航路の船舶運用にかかる人材育成および北極海航路の貨物輸送量の増加にかかるコミットメントを確認しており、特に北極海航路における協力を進めている。米国防省公表「北極圏戦略2024」の中では、中国はロシアとの協力を推進することで北極圏でのプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されているほか、中露間には依然として大きな意見の相違が存在しているものの、この地域における両国の連携強化は懸念事項とし、北極圏での共同演習を含む中露軍事協力は増加の一途をたどっていると指摘されている。

一方、北極圏の欧州諸国でも独自の取組が開始されている。自治領であるグリーンランドを抱えるデンマークは、激しさが増している安全保障情勢に対応するためとして、2025年、監視能力強化のため長距離ドローンや新たな哨戒艇の調達、プレゼンスの強化といった北極圏および北大西洋の防衛強化策を発表した。活動面においては、同年9月、デンマーク軍がグリーンランドおよびその周辺にて、演習「アークティック・ライト2025」を実施し、フランス、ドイツ、スウェーデンおよびノル

⁵ 北極評議会の議長国は、2021年5月から2年間、ロシアが務めることとなっていたが、ロシア以外の北極圏国7か国は2022年3月、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアが議長国を務める北極評議会の全ての会合への参加を一時的に停止した。2023年5月にノルウェーが議長国に就任し、活動が再開した。2025年5月、デンマークが議長国に就任した。

⁶ 米国防省公表「北極圏戦略2024」では、ロシアは北極圏の国で、最も発達した軍事的プレゼンスを誇っていると指摘しているほか、ロシアは北極圏を通じて米国本土に接近する明確な手段を有しており、北極圏を拠点とする能力を利用して、欧州とインド太平洋地域の両方への米国の戦力投射能力を脅かし、危機への対応能力を制約する可能性があると指摘している。

⁷ 近年の動向としては、2025年9月、中国は北極海においては中国初となる有人潜水艇による調査を成功させた旨を発表している。

⁸ 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2019年)による。また、デンマーク国防情報局(DDIS)は、2025年12月に公表した「インテリジェンス展望2025」の中で、中国は、5年から10年以内に北極海域で水上艦艇と潜水艦の両方を運用する独自能力の開発を目指していると指摘している。

ウェーも参加し重要インフラの防護や極地環境下でのドローン運用などを訓練している。2026年1月には、北極圏における軍事プレゼンスを示すことを目的とし、デンマーク軍が主導する活動「アークティック・エンデュランス演習」が開始された。NATO加盟国からはフランス、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、オランダ、アイスランド、ベルギーが参加し、2026年を通して実施される旨が発表された。また、同年2月、NATOは北極圏の安全保障を強化するため、新たな多領域活動「アークティック・セントリー」の計画を発表した。

参照 3章1節（米国）

4 海底インフラをめぐる動向

近年、バルト海や台湾周辺海域において海底ケーブルが損傷する事案などが発生しており、海洋をめぐる新たな課題となっている。それらの事案をめぐるのは、意図的な破壊によってハイブリッド戦の一要素になりうる可能性も指摘されている。

例えば2023年2月には、台湾本島と馬祖島との間の

海底ケーブルが切断される事案が発生し、台湾当局は、中国籍漁船や貨物船による切断であったとみられる旨を発表した。2025年1月には、台湾北部海域において、国際通信用の海底ケーブルが損傷する事案が発生したほか、同年2月には台湾本島と澎湖諸島を結ぶ海底ケーブルが切断された旨が発表されている。こうした状況を受け、台湾では同年、法執行や警戒監視が強化されたほか、故意の損傷に対する罰則強化などの法整備が進められた。一方、バルト海においても、特に2024年11月以降、重要海底ケーブルの損傷が相次いでいる。NATOは海上のプレゼンスと監視を強化するため、2025年1月、バルト海NATO加盟国首脳会合において、新たな軍事活動「バルティック・セントリー」の開始を発表した。また、EUは同年2月、海底ケーブルの強靱性を確保するための取組を示した「海底ケーブルの安全保障に関する行動計画」を発表している。

海底ケーブルは、国民生活や経済活動に欠くことのできないインフラであり、わが国として、海底ケーブル損傷に関する事案については、重大な関心をもって注視する必要がある。

参照 3章2節2項6（海空域における活動）

3 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学（NBC）兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。また近年は、国家間の競争や対立が先鋭化し、国際的な安全保障環境が複雑で厳しいものとなるなかで、軍備管理・軍縮・不拡散といった共通課題への対応において、国際社会の団結が困難になっていくことが懸念される。

1 核兵器

キューバ危機（1962年）など米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなかで、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）が発効した。同条約のもと、1966年以前に核爆発を行った国（米ソ英仏中（当時））以外の国による核兵器の製造・取得が禁じられ、核軍備の縮小に関する効果的な措置などにつき、誠実に交渉が行われることとなった。

2026年1月現在、NPTは191の国・地域が締結して

いるが、例えばインド、イスラエルやパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいるほか、これまで核実験を繰り返し、核兵器の開発・保有を宣言してきた北朝鮮は、2023年9月に憲法に核兵器の発展の高度化を明記し、核戦力の開発・保有を国家制度として基礎づけた旨主張している。

米露間の核戦力については、2021年1月、両国が新戦略兵器削減条約（新START）の5年間延長に合意し、2026年2月まで効力を延長したが、ロシアが核兵器による威嚇とともれる言動を繰り返しながらウクライナ侵略を継続しているなか、2023年2月にはロシア側が一方的に履行の停止を発表した。2025年9月、ロシア側は、米国が同様の行動をとるのであれば、2026年2月以降の1年間、同条約の中心的な数量制限を遵守し続ける用意がある旨表明したが、同月をもって同条約は失効した。

これまで米国は、中国も含む形での軍備管理枠組みを追求する意向を示しているが、中国はこうした枠組みに

参加する意思はない旨を繰り返し主張している。同時に中国は核戦力の拡大を継続しているとされ、2030年までに核弾頭の保有数が1,000発を超える軌道に乗っている旨指摘されている⁹。

パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、冷戦後の国際秩序が重大な挑戦に晒されているな

か、わが国政府としては、米国、ロシアおよび中国を巻き込んだ軍備管理・軍縮の取組が重要であると考えており、米国と引き続き緊密に連携し、対応していく考えである。

図表 I -3-11-1 (各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段)

図表 I -3-11-1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国		ロシ ア		英 国	フ ラ ンス	中 国	
ミサイル	ICBM (大陸間弾道ミサイル)	400基 ミニットマンⅢ	400	328基 SS-18 SS-19 SS-27 (単弾頭) SS-27 (多弾頭) SS-27 (Yars-S、多弾頭)	40 12 78 126 72	—	—	292基 DF-5 (CSS-4) DF-31 (CSS-10) DF-41	18 230 44
	IRBM MRBM	—	—	SS-28	複数基	—	—	322基 DF-26	250
	SLBM (潜水艦発射弾道ミサイル)	280基 トライデントD-5	280	208基 SS-N-23 SS-N-32	80 128	64基 トライデントD-5	64 M-51	64 72基 JL-2 (CSS-N-14) / JL-3 (CSS-N-20)	24 48 72
弾道ミサイル搭載原子力潜水艦		—	14	—	13	—	4	—	6
航空機		65機 B-2 B-52	19 46	63機 Tu-95 (ベア) Tu-160 (ブラックジャック)	51 12	—	40機 ラファール	40	12機 H-6N 12+
弾頭数		3,700	—	4,309 (うち戦術核1,477)	—	225	290	600	—

(注) 1 資料は、ミリタリー・バランス(2026)、SIPRI Yearbook 2025などによる。
2 SLBMについては、各国が保有する原子力潜水艦のSLBM搭載可能数の合計を記載している。
3 SIPRI Yearbook 2025によれば、2025年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は1,770発(うち戦術核100発)であり、ロシアの配備弾頭数は1,718発とされている。
4 2021年3月における英国の「安全保障、国防、開発、外交政策の総合的見直し」(Integrated Review) は、核弾頭の保有上限数を260発以下にしているとしている。
5 なお、SIPRI Yearbook 2025によれば、インドは180発、パキстанは170発、イスラエルは90発、北朝鮮は約50発(全体としては最大90発分の核弾頭を生産するだけの核分裂性物質を貯蔵)の核弾頭を保有しているとされている。

2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資や技術の多くが軍民両用であり容易に偽装ができるなど、非対称的な攻撃手段¹⁰を求める国家やテロリストなどの非国家主体による開発・取得が特に懸念される。また、生物・化学兵器を求める主体がビッグデータやAIといった新興技術を利用すれば、兵器の開発能力はさらに高まるものと考えられる。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②暴露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を

与える、⑤種類や使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有する。

生物兵器に関しては、北朝鮮、ロシアが生物兵器禁止条約(BWC)で定められた義務に反して攻撃的な生物兵器の計画を有しているとの見方が示されている¹¹。また、中国については、軍の医療機関が、生物兵器に転用されるおそれのある毒物やバイオ技術の研究開発を行っていることが指摘されている¹²。

化学兵器は、1995年のわが国における地下鉄サリン事件などで使用され、都市における大量破壊兵器によるテロの脅威を示した。近年では、シリアの旧アサド政権や「イラク・レバントのイスラム国(ISIL)」による化学

9 米戦争省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2025年)による。
10 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型的手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など。
11 米国防省「Biodefense Posture Review」(2023年)による。
12 米国防務省「Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments」(2025年)による。

兵器の使用や、ロシアによって開発された「ノビチョク」類が使用されたとされる反体制派指導者毒殺未遂事件などが指摘されている。また、ウクライナにおける戦闘でロシア軍が暴動鎮圧剤を使用した疑惑も指摘されている。

このほか、中国が化学兵器にも転用されるおそれのある薬剤などについての研究を行っていることが指摘されており、化学兵器禁止条約（CWC）¹³で定められた義務の遵守に対する懸念も示されている¹³。また、北朝鮮はCWCに加入せず、現在も化学兵器を保有しているとされている。

3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、放物線状に飛翔する、ロケットエンジン推進のミサイルで、長距離の目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器の運搬手段としても使用される。また、高角度、高速で落下するなどの特徴を有し、有効に対処するには極めて精度の高い迎撃システムが必要である。さらに、近年、操舵翼を用いて姿勢を制御することで、通常の弾道ミサイルよりも低高度を変則的な軌道で飛翔し、早期探知や迎撃を困難にする弾道ミサイルが登場するなど、弾道ミサイル関連技術は急速に変化・進展してきている。

参照 図表 I -3-11-2（弾道ミサイルの分類）

図表 I -3-11-2 弾道ミサイルの分類

区分	射程
短距離弾道ミサイル (Short-Range Ballistic Missile, SRBM)	約1,000km未満
準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile, MRBM)	約1,000km以上 ～約3,000km未満
中距離弾道ミサイル (Intermediate-Range Ballistic Missile, IRBM)	約3,000km以上 ～約5,500km未満
大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile, ICBM)	約5,500km以上

(注) このほか、潜水艦から発射する弾道ミサイルは、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM: Submarine-Launched Ballistic Missile）、空母をはじめとする艦艇への攻撃のために必要となる弾頭部の精密誘導機能を有する弾道ミサイルは対艦弾道ミサイル（ASBM: Anti-Ship Ballistic Missile）と呼称されている。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、地域の緊張をさらに高め、さらなる不安定化を

もたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威嚇の手段としても利用される。

こうした弾道ミサイルの脅威に加え、非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘される。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造または改造を行っている。また、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難なものや、弾道ミサイルに比して小型で、船舶などに隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能なものもあり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる。

4 大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が小さく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど、政府の統治能力が低いものもある。こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性が高まると考えられる。

大量破壊兵器などの関連技術の拡散はこれまでに多数指摘されている。例えば、2004年2月には、パキスタンのカーン博士らにより北朝鮮、イランおよびリビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。

運搬手段となる弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国によるDF-3（CSS-2）、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国などが保有するに至っている。

北朝鮮は1980年代から90年代にかけて、外部からの各種資材・技術の移転により、発射実験をほとんど行うことなく弾道ミサイル開発を進展させたとみられるが、一方で外貨獲得や対外関係の維持のために技術や通

13 米務省「Condition (10) (C) Report」(2025年)による。

常兵器、WMDサプライチェーンのための物品の拡散源
Weapons of Mass Destruction
であり続けているとも指摘されており、例えば、これまでにイラン、シリア、ミャンマー、ロシアといった国々との間で、武器取引や武器技術移転を含む軍事分野での協力が伝えられてきた。

近年では懸念国が大量破壊兵器などを国外に不正輸出する際に、書類偽造や輸送経路の多様化などによって巧妙に国際的な監視を回避しつつ、移転を継続していると指摘されている。また、懸念国が、先進国の主要企業や学術機関などに派遣した自国の研究者や留学生などを通じて、大量破壊兵器などの開発・製造に応用しうる先端技術を入手する、無形技術移転も懸念されている。